歯科医院のコンプライアンス

再診時に歯科衛生士がスケーリングを行う前にも，必ず歯科医師が診察をしなければならないか？

社会歯科学研究会
東京歯科大学　平田創一郎（ひらた そういちろう）

質問：「歯周病」の診断の下，歯周基本治療を行うこととしました．次回再診時から，歯科衛生士によるプラークコントロールとスケーリングを行う予定です．これらの処置は歯科衛生士に指示をして任せていますが，毎回，歯科医師が直接診察をしてから行わせないと，無診察治療等の禁止に抵触しますか？

■無診察治療等の禁止

歯科医師法第20条には無診察治療等の禁止が規定されています．この規定は，歯科医師が自ら対面診察をして疾病の確認をすることなしに，検査や処置，投薬などをすることを禁じるもので，患者の安全を確保するための規定とされています．

ご質問にあるように，初診時に歯科医師が自ら診察をし，診断と治療方針の決定を行った後であれば，それに基づき歯科衛生士に指示をした一連の処置行為（歯科診療の補助行為）として，歯科医師が毎回事前の診察を行わなくても無診察治療等の禁止に抵触することはないでしょう．

ただし，期間が長期にわたる場合や，病状の変化が認められる場合など，患者の安全が確保できないおそれがある場合には，歯科医師の診察が必要となります．

■診療録の記載

処置を行ったのが歯科衛生士だけであっても，診療を行った場合の診療録の記載は歯科医師が自ら行うか，歯科衛生士に口述筆記させ，それを歯科医師が確認するかしなければなりません（歯科医師法第17条と保健医療機関及び保健医療養担当規制（療担規則）第22条）．当然，歯科医師が不在で歯科衛生士だけで診療が行われ，診療録が記載されれば，歯科医師法等に抵触することとなります．歯科衛生士による処置の事後であっても，歯科医師により診察が行われることは必要です．

■検査は診察の後で

診察とは，いわゆる問診といわれていた医療面接・病歴聴取や，視診，触診，打診，聴診，嗅診などの行為を言います．定性的・定量的な結果から客観的に判断できる検査と異なり，歯科医師の主観に基づき判断するものです．歯科衛生士による医療面接や問診票から得た情報も，歯科医師が直接患者に確認をする必要があります．

医療行為の基本である，“診察所見から推定診断を行い，検査によって診断を確定する”という手順は，皆さんが日常行っている通りです．それに反して，例えば診察に先立って歯科衛生士が何らかの検査を行うことは，無診察で治療等を行っていると言えます．不要な検査や誤診を防ぐ意味でも，検査は歯科医師の診察の後で行うべきです．

■どのような場合が無診察治療等にあたるのか

歯科医師が患者と直接，対面診察することなく，処方せんや診断書を交付したり，歯科衛生士に処置をさせたりすれば，無診察治療等に該当します．

無診察治療等を行った場合，50万円以下の罰金に処せられます．さらに歯科医師以外の者だけで歯科医療行為を行わせている場合には，歯科医師法第17条の歯科医業の業務独占に抵触するとされ，より重い罰則が科される可能性があります．あわせて歯科医師法第７条第２項の行政処分も受けることになります．

適正な歯科医療を提供するためには，歯科医師の診察がとても重要なプロセスであるとご認識ください．

＊

詳しくはヒョーロン社刊『歯科五法コンメンタール』の54～55頁をご参照ください．